



毎月2回10日・25日発行
発行所 川崎市役所
印刷所 ㈱ 東 洋

購 読 料 (前納)
1 年 10,800 円
1 箇月 900 円

目 次

規 則

◇川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則 (第68号) 2619

◇川崎市市税事務所事務分掌規則 (第69号) 2623

◇川崎市公印規則の一部を改正する規則 (第70号) 2624

◇川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第71号) 2625

◇川崎市市税条例施行規則等の一部を改正する規則 (第72号) 2625

◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (第73号) 2653

告 示

◇指定地域密着型サービス事業者等の指定 (第711号) 2653

◇指定地域密着型サービス事業者等の指定 (第712号) 2654

◇指定地域密着型サービス事業者等の指定 (第713号) 2654

◇指定地域密着型サービス事業者等の指定 (第714号) 2654

◇指定地域密着型サービス事業者等の指定 (第715号) 2654

◇指定地域密着型サービス事業者等の指定 (第716号) 2654

◇港湾施設の名称、位置、規模等 (第717号) 2655

◇指定地域密着型サービス事業者等の指定 (第718号) 2655

◇生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の指定 (第719号) 2655

◇生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止 (第720号) 2655

◇生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更 (第721号) 2655

◇生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定施術者の指定 (第722号) 2655

◇道路区域の変更 (第723号) 2656

◇道路の供用開始 (第724号) 2656

◇国民健康保険被保険者証の無効 (第725号) 2656

◇公印の新調 (第726号) 2656

◇公印の廃止 (第727号) 2657

◇自転車等の撤去と保管 (第728号) 2657

◇道路区域の変更 (第729号) 2658

◇道路区域の変更 (第730号) 2658

◇道路の供用開始 (第731号) 2658

◇道路区域の変更 (第732号) 2658

◇道路区域の変更 (第733号) 2659

◇道路の供用開始 (第734号) 2659

◇道路区域の変更 (第735号) 2659

◇道路の供用開始 (第736号) 2659

◇道路区域の変更 (第737号) 2659

◇道路の供用開始 (第738号) 2660

◇道路区域の変更 (第739号) 2660

◇道路の供用開始 (第740号) 2660

◇道路区域の変更 (第741号) 2660

◇道路区域の変更 (第742号) 2660

◇道路区域の変更 (第743号) 2661

◇道路の供用開始 (第744号) 2661

◇自転車等の撤去と保管 (第745号) 2661

(川崎市納税貯蓄組合奨励規則の一部改正)

第4条 川崎市納税貯蓄組合奨励規則(昭和30年川崎市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条中「その組合の主たる事務所所在地の区長(以下「区長」という。)」を「市長」に改める。

第4条中「区長」を「市長」に改め、「所属の」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年12月5日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に改正前の川崎市市税条例施行規則第1条の2及び附則第3項から第5項までの規定により区長が行った行為又は区長に対して行われた行為で現に効力を有するものは、市長が行った行為又は市長に対して行われた行為とみなす。

3 第1条の規定による改正前の川崎市市税条例施行規則又は第3条の規定による改正前の滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月2日

川崎市市長 阿部孝夫

川崎市規則第73号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成19年川崎市規則第68号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成23年12月10日」を「平成28年12月10日」に改める。

附則別表中備考以外の部分を次のように改める。

附則別表(附則第2項関係)

排水指定物質の種類	業種	許容限度
亜鉛及びその化合物	金属鋳業	1リットルにつき亜鉛として3ミリグラム
	電気めっき業	
	下水道業(金属鋳業又は電気めっき業に属する特定事業場(下水道法(昭和33年法律第79号)第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。備考第2項において同じ。)から排出される水	

を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。)

附 則

この規則は、平成23年12月11日から施行する。

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月8日

川崎市市長 阿部孝夫

川崎市規則第74号

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和38年川崎市規則第66号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「育児休業をしている職員」の次に「(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である職員を除く。)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則第3条第2項の規定は、平成23年12月1日から適用する。

告 示

川崎市告示第711号

指定地域密着型サービス事業者等の指定について

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項本文及び同法第54条の2第1項本文の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条の11及び同法第115条の20の規定に基づき告示します。

平成23年12月1日

川崎市市長 阿部孝夫

介護保険事業所番号	1495300160
事業所の名称及び所在地	宮崎台つどの家倶楽部 川崎市高津区向ヶ丘136-7
申請者の名称及び主たる事業所の所在地	株式会社生活科学運営 東京都新宿区高田馬場三丁目3番3号 三優ビル
代表者の氏名	浦田 慶信
指 定 年 月 日	平成23年12月1日
サービスの種類	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護